

# 仕 様 書

## 第1章 総則

### 第1節 一般事項

#### 1 適用範囲

この仕様書は、発注者が発注する下記修繕に適用するものとする。

- (1) 修繕件名：大根田最終処分場緊急遮断弁取替修繕
- (2) 修繕場所：肝属地区大根田最終処分場（肝属郡錦江町田代川原 2043 番地）
- (3) 履行期間：令和6年9月19日から令和7年3月28日まで

#### 2 関係法令等の遵守

受注者は、建設業法、騒音規制法、労働基準法、職業安定法、労働者災害保険法及びその他の関係法令並びに関係官公署の許可条件を遵守し、修繕の円滑な進捗を図らなければならない。

#### 3 適用規格

適用規格は次の通りとする。

- 日本産業規格（J I S）
- 日本水道協会規格（J W W A）
- 水道施設設計指針・解説（日本水道協会）
- 簡易水道施設設計指針（全国簡易水道協議会）
- 水道維持管理指針（日本水道協会）
- 土木学会標準仕様書
- 建築学会標準仕様書
- 機械設備工事共通仕様書（公共建築協会）
- 電気設備工事共通仕様書（ 〃 ）
- 電気設備技術基準
- 電気規格調査会標準規格（J E C）
- 日本電機工業会標準規格（J E M）
- 電線技術委員会標準資料（J C S）
- 内線規程
- 電子機械工業会規格
- 電気用品取締法
- その他関係法規

### 第2節 承諾図および完成図書

#### 1 承諾図

この仕様書に記載する事項は、主要事項のみを示すものであるから、受注者は速やかに次の図面を提出し発注者の承諾を得てから着手しなければならない。なお提出部数は2部（返却用1部も含む）とする。

- (1) 取替機器仕様及び配線図
- (2) その他、発注者の指示するもの

## 2 完成図書

完成図書として承諾図に下記のを製本して1部提出すること。

- (1) 試運転成績表
- (2) 各機器取扱説明書
- (3) 修繕前後の状況写真
- (4) その他発注者の指示するもの

## 第3節 材料

### 1 材料の規格

主な使用材料はすべて日本産業規格（JIS）、日本水道協会規格（JWWA）電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）、日本電機工業会標準規格（JEM）、電気設備技術基準、電気用品取締法、電線技術委員会標準資料（JCS）、内線規程のいずれかに適合しなければならない。

### 2 使用材料の検査および承諾

- (1) 修繕用材料は、使用前に検査を受け合格したものでなければならない。  
使用材料については、使用前に承諾されたものでなければならない。
- (2) 材料検査に際して、受注者はこれらに立ち会わなければならない。立ち会わないときは、受注者は検査に対し異義を申し立てることはできない。
- (3) 検査および試験のため使用に耐えられなくなったものは、所定数量に算入しないものとする。
- (4) 材料検査に合格したものであっても、使用時になって損傷変質したときは新品と取替え、再び検査を受けなければならない。

## 第4節 試験および検査

### 1 試験および検査

- (1) 修繕完了後は発注者立ち会いの上、総合試験および各種検査を実施するものとする。
- (2) 機器及び付属品の試験および検査は、現場試験とし、すべての機器を現場に据付け、全設備を総合運転し、各種の試験を行うものとする。  
なお各種試験は原則として発注者立ち会いの上、実施するものとする。
- (3) 発注者が必要と認めた時は、公共又は権威ある試験所、その他の機関の材料試験成績書及び検査合格証明書を提出するものとする。
- (4) 工場検査を省略された機器材料についても発注者の指定したものについては、試験成績表を提出するものとする。
- (5) 機器の試験及び検査は原則として発注者の立ち会いのもとに行うが当該機器が公認の規格による汎用品である時はその成績表を提出して承諾を受けるものとする。
- (6) 試験に要する費用は全て受注者の負担とする。

## 第5節 試運転

### 1 試運転

- (1) 修繕完了後、現場試運転を実施する場合には受注者は責任ある専門技術者を現場に派遣し、発注者と打ち合わせの上、試運転の実施にあたること。
- (2) 試運転実施日及び期間については、発注者の指示によるものとする。
- (3) 試運転成績書は速やかにまとめて必要部数を発注者に提出すること。
- (4) 試運転調整に要する費用は全て受注者の負担とする。

## 第6節 その他

修繕日程及び機器の停止期間については、組合と調整し、実施すること。

## 第2章 設備修繕

### 第1節 概要

本修繕は、肝属地区大根田最終処分場に設置されている緊急遮断弁及びそれ係る配線工事、試運転調整等の一切を行うものである。

### 第2節 工事範囲

- 1 既設機器撤去及び新設機器の取替
- 2 機器配線工事
- 3 試運転調整  
試運転の際は、緊急遮断弁の動作及び制御設備との連動を確認すること。
- 4 報告書作成
- 5 その他上記に伴う工事

### 第3節 機器特記仕様

#### 1 既設機器仕様

- (1) メーカー 株式会社カワデン
- (2) 型式 PMK-BTC-350-RE-S-YA896
- (3) バルブ型式 700G-01
- (4) 製番 Z3A0174

※別紙図面のとおりに

#### 2 取替機器

- (1) 緊急遮断弁 1台
- (2) パッキン、ボルトナット類 1式

※既設品が納入（見積）不能とメーカーの回答であることから、取替機器については、後継機又は同等品とする。

※同等品（例）：電動機 PMK-100CR  
弁体 700G-4K ウエハータイプ